

飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定について

1 計画策定の趣旨

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業の総合的な推進を図るために、高齢者保健福祉計画（認知症施策推進基本計画を含む）及び介護保険事業計画を一体的に策定する。

- ・老人福祉法及び介護保険法で義務づけ
- ・共生社会の実現を推進するための認知症基本法（認知症基本法）で努力義務

2 計画期間 令和 9 年度から令和 11 年度

3 策定の方法

(1) 高齢者実態調査を実施し、高齢者の実態と課題把握に努め、計画策定の基礎資料とする。

(2) 介護保険給付実績分析、基礎データ収集整理及び課題分析を行う。

(3) 高齢者実態調査や介護保険給付実績の分析、基礎データの収集や課題分析、国の制度見直しを踏まえ、飯塚市高齢社会対策推進協議会で計画検討諮問・答申を受けて、計画を策定する。

4 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定スケジュール

別紙資料 2 のとおり

5 高齢者実態調査について

本実態調査については、飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定のための基礎資料の作成と一般介護予防事業評価事業対象者把握をあわせて行い、高齢者や介護サービス事業所を対象に生活実態や地域の状況等、高齢者福祉や介護保険への要望等を把握することを目的に調査を実施。

(1) 履行期間 令和 8 年 1 月から 5 月まで

(2) 調査票 調査対象者及び調査数

① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 3,000 人

（市内に居住する 65 歳以上の者で、介護保険の要介護認定で要介護 1 から 5 の者を除く）

② 在宅介護実態調査 1,500 人

（市内に居住する要支援・要介護認定者で、施設入所者は除く）

③ 居所変更実態調査 100 事業所程度

(市内の施設・居住系サービス事業所)

④ 介護人材実態調査 300 事業所程度

(市内の介護保険サービス事業所(居宅介護支援事業所、訪問看護事業所及び福祉用具貸与・販売関係の事業所を除く))

(3) 調査の内容

本市の高齢者や介護サービス事業所等に対し、高齢者の生活実態や地域の状況、サービス利用状況や意向、事業所等のサービス提供状況や人材確保、経営状態等に関するアンケート形式による調査

(4) 抽出方法

① 日常生活圏域別(飯塚市内の12圏域)の無作為抽出

② 調査期間中の要介護(要支援)認定者で在宅の者

③ 市内居宅介護支援事業所及び介護保険サービス事業所

(5) 調査方法

郵送等による調査票の送付・回収

6 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について

(1) 高齢者保健福祉計画とは

老人福祉法第20条の8の規定による「市町村老人福祉計画」に基づく。

介護を必要とする人だけでなく、すべての高齢者を対象とした保健福祉施策を総合的に推進するための基本指針として、市が目指すべき基本的な考え方や政策目標を定め、その実現に向けて取り組むべき課題や施策を明らかにするために策定するもの。この計画は、介護保険事業計画と一体的に作成することとされており、今回から認知症施策推進基本計画も含む。

(2) 介護保険事業計画とは

介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」で、介護保険サービス及び地域支援事業を円滑に実施することを目標として、必要なサービス量の見込みやその確保方策について定める計画。3年を1期して策定することとされている。